

# 株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目5番8号

日本冶金工業株式会社

代表取締役  
社 長 木 村 始

## 第131期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第131期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成25年6月25日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

### 記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 平成25年6月26日（水曜日）午前10時   |
| 2. 場 所          | 神奈川県川崎市川崎区江川二丁目8番14号<br>かわさき双輪荘1階<br>(末尾の会場ご案内略図をご参照ください)  |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第131期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第131期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項         |  |
| 第1号議案           | 定款の一部変更の件  |
| 第2号議案           | 取締役4名選任の件  |
| 第3号議案           | 監査役1名選任の件  |
| 第4号議案           | 補欠監査役1名選任の件  |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。
  - ◎当日の総会会場におきましては、節電の観点により空調温度を高めを設定する予定であります。これにともない、当社職員は軽装にて対応させていただきたく存じますので、株主の皆様におかれましては軽装にてご出席賜りますようお願い申しあげます。
  - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.nyk.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## (添付書類)

# 事業報告

(自 平成24年4月1日)  
(至 平成25年3月31日)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当事業年度の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度のわが国経済は、長期化する欧州債務危機や中国経済の成長鈍化、さらには歴史的な円高基調の持続などから、総じて厳しい状況で推移しました。年末以降は新政権による金融・財政政策が好感され、市場は一気に円安・株高へと転換し、景気回復への期待感が膨らむ展開となりました。

ステンレス特殊鋼業界におきましては、海外市場は欧州景気低迷と中国経済の減速等により、年度を通して厳しい需給環境となりました。また、国内市場におきましても、長期化する円高が国内経済へ悪影響を及ぼすなど、需要は低調のまま推移しましたが、年末以降ゆるやかながら回復の兆しも見えてきました。

このような経営環境の中、当社の戦略分野である高機能材の拡販のため、アメリカ、中国に続き3番目の拠点として欧州（ロンドン）に現地法人を設立するなど、主として海外需要の獲得に努めてまいりました。しかしながら、円高や世界的な景気減速等の影響が大きく、高機能材、一般材ともに前連結会計年度と比べて売上数量の減少（高機能材7.4%減、一般材5.1%減）を余儀なくされました。

他方、喫緊の課題であった販売価格の改善は、輸出市場においては未だ遅れが目立つものの、国内市場では年末からの景況感のゆるやかな改善を追い風として徐々に浸透する展開となりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は1,088億17百万円（前連結会計年度比19.3%減）となりました。このうち、国内売上高は816億76百万円（前連結会計年度比12.6%減）、輸出売上高は271億41百万円（前連結会計年度比34.4%減）となりました。

経常損益につきましては、「総コスト削減計画」に基づく施策を強力に推し進めた結果、期の後半にその効果の一部が現れたものの、年度では64億61百万円の損失（前連結会計年度比78億16百万円減）となりました。また、当期の最終損益につきましては、設備集約による事業構造改善費用等の特別損失の計上により、73億65百万円の損失（前連結会計年度比82億4百万円減）となりました。

こうした経営状況を鑑み、剰余金の配当に関しましては、誠に遺憾ながら見送らせて頂きたいと考えておりますので、なにとぞご理解を賜りたく存じます。

## ② 設備投資の状況

当社グループにおきましては、事業環境の動向を踏まえ、最も重要な戦略分野として位置づけている高機能材の競争力強化のための投資と、環境関連投資および省エネルギー関連投資とに絞り込みました。

その結果、当連結会計年度の実績は44億26百万円となりました。

## ③ 資金調達の状況

運転資金ならびに設備投資資金は自己資金および借入金により充当いたしました。

## (2) 対処すべき課題

今後の景気動向につきましては、円安による輸出環境の改善や政府の経済対策・金融政策の効果などを背景に、次第に回復へ向かうことが期待されますが、一方で電力供給の問題や海外景気の下振れ懸念など、先行きは未だ不透明な状況にあります。

こうした中で、当社グループにおきましては、本年が最終年度となる中期経営計画「変革2011」の2本柱である「グローバル市場における成長戦略」と「競争力強化に向けた施策」の着実な実行を推し進めるとともに、昨年10月に策定した「総コスト削減計画」を実行してまいります。

高機能材の販売数量をグローバルマーケットで伸ばしていくことを主眼とする「グローバル市場における成長戦略」として、米・中・欧の現地法人およびバンコク駐在員事務所の海外各拠点と、技術営業の専門組織であるソリューション営業部、そして生産拠点である製造所との連携強化により営業力を高め、用途・品質・納期に対する顧客満足度の向上を図ることで全世界において幅広く需要を開拓し、販路を拡大してまいります。

また、本年6月1日には、国内外の高機能材拡販に向けた市場調査・顧客ニーズの把握、拡販戦略の立案・推進、新規の顧客および需要の開拓等を担う組織として、高機能材営業推進部を設立しております。

「競争力強化に向けた施策」として、多工程を必要とする高機能材製造プロセスを一般材の製造に近い負荷で生産する「汎用ルート化」のさらなる推進とともに、大江山製造所におけるフェロニッケルの生産効率の改善により原料分野での品質向上およびコスト削減も進めてまいります。

以上の施策に加え、昨年10月に策定した「総コスト削減計画」に基づき、販売製品構成の見直し、総固定費の削減、高機能材コストダウン策等により年換算53億円の削減を実現し、さらなる収益の改善を図ってまいります。

我々はこうした施策を通じ、確実に利益を計上できる企業体質・経営基盤を実現してまいりますので、株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも絶大なご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 財産および損益の状況

#### ① 直前3連結会計年度

区 分	第128期 平成21年度	第129期 平成22年度	第130期 平成23年度	第131期 (当連結会計年度) 平成24年度
売上高 (百万円)	97,343	138,781	134,860	108,817
経常利益(△損失) (百万円)	△6,635	△439	1,355	△6,461
当期純利益(△損失) (百万円)	△12,585	△10,467	839	△7,365
1株当たり当期純利益(△損失) (円)	△101.72	△84.61	5.92	△47.61
総資産 (百万円)	142,934	146,330	149,869	140,808
純資産 (百万円)	44,005	32,629	37,829	30,461

#### ② 直前3事業年度

区 分	第128期 平成21年度	第129期 平成22年度	第130期 平成23年度	第131期 (当事業年度) 平成24年度
売上高 (百万円)	73,003	112,258	107,294	84,340
経常利益(△損失) (百万円)	△9,429	△1,020	1,349	△6,310
当期純利益(△損失) (百万円)	△12,888	△7,601	1,596	△7,378
1株当たり当期純利益(△損失) (円)	△104.17	△61.45	11.26	△47.69
総資産 (百万円)	125,705	130,935	135,242	127,443
純資産 (百万円)	43,125	35,171	41,063	33,694

<ご参考> 当社の売上高内訳表

区 分		第130期 平成23年度 (A)	第131期 平成24年度 (B)	前期比 (B) / (A)	
高機能材	販売量	千トン	42.7	39.6	92.6%
	売上高	百万円	40,772	30,498	74.8%
ステンレス鋼板	販売量	千トン	202.7	192.3	94.9%
	売上高	百万円	64,565	52,427	81.2%
その他	売上高	百万円	1,958	1,416	72.3%
合計	売上高	百万円	107,294	84,340	78.6%
うち輸出	売上高	百万円	36,612	23,348	63.8%

(4) 重要な子会社の状況（平成25年3月31日現在）

会社名	資本金	議決権の所有割合	主要な事業内容
ナストーア株式会社	百万円 100	% 100.00	ステンレス鋼および高機能材の溶接鋼管の製造ならびに販売
ナストーア溶接テクノロジー株式会社	100	100.00	電気溶接機および関連装置の製造ならびに販売
ナス鋼帯株式会社	682	100.00	ステンレス磨帯鋼製造ならびに販売
ナス物産株式会社	560	98.21	ステンレス鋼、特殊鋼および加工品の販売ならびに加工
クリーンメタル株式会社	200	100.00	ステンレス鋼、特殊鋼および加工品の販売ならびに加工
ナスクリエート株式会社	90	100.00	ステンレス製品梱包用資材の販売および損害保険代理業
ナスエンジニアリング株式会社	102	100.00	設備設置工事、他エンジニアリング事業
ナステック株式会社	100	100.00	特殊鋼・ステンレス鋼の製造・加工に係わる作業受託業務
宮津海陸運輸株式会社	32	100.00	港湾運送、貨物自動車運送、通関業ならびに加工砂の販売
NAS TOA (THAILAND) CO., LTD.	千バーツ 220,000	100.00	ステンレス鋼管および加工品の製造販売

(注) 議決権の所有割合には間接所有割合が含まれております。

(5) 主要な事業内容（平成25年3月31日現在）

ステンレス鋼、耐熱鋼および高ニッケル合金鋼の鋼板（薄板、中厚板、帯鋼）、鍛鋼品ならびに加工品の製造・販売  
フェロニッケルの製造

(6) 主要な拠点等 (平成25年 3月31日現在)

① 当社

本 社	東京都中央区京橋一丁目5番8号
支 店	大阪支店、九州支店(福岡県福岡市)、名古屋支店、広島支店、新潟支店
工 場	川崎製造所(神奈川県川崎市)、大江山製造所(京都府宮津市)
海 外 事 務 所	バンコク駐在員事務所

(注) 他に海外における拠点として中国上海に現地法人「日邦冶金商貿(上海)有限公司」、米国シカゴに現地法人「NIPPON YAKIN AMERICA, INC.」、及び英国ロンドンに現地法人「NIPPON YAKIN EUROPE LIMITED」があります。

② 子会社

ナ ス ト ー ア 株 式 会 社	本社(東京都中央区)
	支店 大阪支店
	工場 茅ヶ崎製造所(神奈川県)
ナ ス 鋼 帯 株 式 会 社	本社(大阪府大阪市)
	支店 東京支店、大阪支店
	工場 滋賀工場
ナ ス 物 産 株 式 会 社	本社(東京都中央区)
	支店 東京支店、名古屋支店、大阪支店
	事業部 加工センター(大阪府、愛知県)
NAS TOA (THAILAND) CO., LTD.	本社・工場(タイ)

(7) 従業員の状況 (平成25年 3月31日現在)

	企 業 集 団	当 社	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
従 業 員 数	2,118名	1,041名	37歳10月	16年1月
前年度末比増減	減28名	減20名		

(注) 従業員数は就業人員であります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成25年 3月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株式会社みずほコーポレート銀行	21,306百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	7,455
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,650
株式会社日本政策投資銀行	6,100
三井住友信託銀行株式会社	3,535

## 2 会社の株式に関する事項（平成25年3月31日現在）

### (1) 発行可能株式総数

普通株式 558,000,000株

### (2) 発行済株式の総数

普通株式 154,973,338株（うち 自己株式数278,675株）

### (3) 当事業年度末の株主数

25,350名

### (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口外）	10,615	6.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,224	2.73
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO （常任代理人 シティバンク銀行株式会社）	4,007	2.59
株式会社みずほコーポレート銀行 （常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	3,115	2.01
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	2,421	1.57
日 本 冶 金 協 力 会 社 持 株 会	2,345	1.52
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,800	1.16
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社 （常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	1,775	1.15
日 本 冶 金 ナ ス 持 株 会	1,561	1.01
前 田 建 設 工 業 株 式 会 社	1,505	0.97

(注) 1 持株数は1,000株未満を切り捨てて記載しております。

2 持株比率は自己株式（278,675株）を控除して計算しております。

### 3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成25年3月31日現在）

氏名	地位	重要な兼職の状況
木村 始	代表取締役社長	
野中 章 男	代表取締役	
諸岡 道 雄	取締役	
笹山 眞 一	取締役	
久保田 尚 志	取締役	
杉森 一 太	取締役相談役	
飯盛 孝 夫	常勤監査役	
櫛木 一 男	常勤監査役	
山口 宗 一	監査役	
稲垣 多津夫	監査役	日本精線株式会社監査役

(注) 1 平成24年6月27日開催の第130期定時株主総会において、稲垣多津夫氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。また、同日、第130期定時株主総会終結の時をもちまして、取締役 山崎重信、坂一行、中谷一憲、橋之口真、長谷川正および監査役 田中速夫の6氏は任期満了により退任し、取締役 堀内晃氏は辞任により退任いたしました。

2 当事業年度中の取締役および監査役の地位・担当等の異動は以下のとおりであります。

氏名	新	旧	異動日
木村 始	代表取締役社長	代表取締役	平成24年12月1日
杉森 一 太	取締役相談役	代表取締役社長	平成24年12月1日
野中 章 男	代表取締役	取締役	平成24年12月25日

3 常勤監査役櫛木一男、監査役稲垣多津夫の2氏は社外監査役であります。

なお、当社は、監査役稲垣多津夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4 監査役稲垣多津夫氏の兼職先である日本精線株式会社と当社との間には、現在取引関係はありません。

5 各社外監査役の当事業年度における主な活動状況は以下のとおりであります。

常勤監査役 櫛木 一 男	取締役会15回開催中15回出席 監査役会17回開催中17回出席 必要な意見、発言を適宜行っております。 監査結果についての意見交換、監査に関する審議などを行っております。
監査役 稲垣 多津夫	監査役就任後の取締役会12回開催中10回出席 監査役就任後の監査役会11回開催中10回出席 必要な意見、発言を適宜行っております。 監査結果についての意見交換、監査に関する審議などを行っております。

○両氏はまた、当社代表取締役社長との定期的な意見交換会に参加、議論を行っております。



- 6 当社では、取締役会の活性化・機能強化を図るとともに、業務執行にかかわる責任と役割を明確にして、経営意思決定・業務執行の迅速化を図ることを目的に、執行役員制度を導入しております。平成25年3月31日現在の執行役員の状況は以下のとおりです。

役 位	氏 名	担 当
執行役員社長	木 村 始	
専務執行役員	野 中 章 男	営業本部長、営業本部(販売企画部・ソリューション営業部)・海外営業部・販売6支店担当
専務執行役員	諸 岡 道 雄	技術製造社長補佐、技術部・大江山製造所担当
常務執行役員	笹 山 眞 一	川崎製造所長、川崎製造所担当
常務執行役員	久保田 尚 志	経理部長、経理部・総務部・購買部担当
常務執行役員	中 谷 一 憲	営業本部副本部長、海外営業部長
常務執行役員	橋之口 真	営業本部副本部長、販売企画部長
常務執行役員	長谷川 正	川崎製造所副所長、原料鋳石部担当
常務執行役員	堀 内 晃	経営企画部・海外事業企画部・技術研究部・情報システム室担当
執行役員	高 橋 博 喜	技術部長
執行役員	池 上 雄 二	経営企画部長
執行役員	野 田 眞 人	大江山製造所長

## (2) 取締役および監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額 百万円	摘 要
取 締 役	12	151	
監 査 役	5	34	
計	17	186	
(うち 社外役員)	(3)	(17)	

(注) 1 上記報酬額等の額には、当事業年度中に退任した取締役6名および監査役1名が含まれております。

2 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額19百万円を支給しております。

## 4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 八重洲監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬  
年額 40百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

年額 55百万円

(注) 当社の子会社であるナス鋼帯株式会社、ならびにNAS TOA (THAILAND) CO., LTD. は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか正当な理由がある場合には、取締役は、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたしません。

## 5 業務の適正を確保するための体制等の整備についての取締役会決議の内容

### (1) 決議事項

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ② 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑥ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ⑦ 財務計算に関する書類その他の情報の信頼性を確保するための体制
- ⑧ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ⑨ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ⑩ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

### (2) 決議内容

- ・上記①及び②については、

当社は、すべての役員および社員が遵守すべき事項として「行動規範」を制定し、業務遂行に当たり、国内外の法令を遵守することはもとより、社会ルールを尊重し、良識ある企業活動を行う。また、常勤取締役を長とするコンプライアンス委員会により、法令に違反する、またはその恐れのある行為を防止する体制を確立する。

- ・上記③については、

当社は、取締役会規程等、業務執行のための社内諸規程において、関係法令等に基づく情報管理ルールを設定し、ITセキュリティを含めた、情報の適正な保存および管理を行う体制を確立する。

- ・上記④については、

当社は、事業経営に伴い発生するリスクの状況を正確に把握し、適切な管理を行うための体制整備を目的とした「リスク管理規程」を制定する。また、すでに運用している重要なリスクに係る個別規程、ならびにそれらの規程の円滑な運用を目的として設置した常設委員会の活動とあわせ、これらを効果的に運用し、リスクの適切な管理を行う。

- ・上記⑤については、

当社は、社内組織の円滑な活動を確保するため業務分掌規程、経営会議規程、業務執行規程により、案件の重要度に応じた適切かつ迅速な経営上の意思決定を行う。加えて、取締役会の活性化・機能強化を図り、当社を取り巻く経営環境の変化やグローバル競争の激化に的確に対応するため執行役員制度を導入し、業務執行にかかる責任と役割を明確にして、経営意思決定・業務執行のさらなる迅速化を図る。また、代表取締役社長の直属組織である内部統制室により、内部統制の有効性評価および改善促進を目的とした業務監査等を行う。

- ・上記⑥については、

当社は、関係会社等に対して管理・指導すべき経営上の基本的事項、および承認申請等の具体的な運営手続きを定め、グループ連結経営の向上を実現する。また、当社および企業集団を構成する各子会社等（「NASグループ」）について共通のリスク管理規程を適用し、NASグループ全体のリスクを適切に管理するとともに、NASグループ各社のコンプライアンス担当部署の連携、当社内部統制室によるNASグループ全体を対象とした業務監査等により、企業集団における業務の適正を確保するための体制を構築する。

- ・上記⑦については、

当社は、財務計算に関する書類その他の情報が、当社の内外の者が当社の組織の活動を確認する上で極めて重要であり、その誤りは多くの利害関係者に対して不測の損害を与えるだけでなく、当社の組織に対する信頼を著しく失墜させることを深く認識し、財務計算に関する書類その他の情報の信頼性確保に全社を挙げて取り組む。

また、代表取締役は、財務計算に関する書類その他の情報の信頼性を確保するための体制を整備し、適切に運用するとともに、開示すべき重要な不備が発見された場合には、速やかにその是正措置を講じる。

- ・上記⑧及び⑨については、

当社は、監査役から要請があれば、監査役の業務を補助すべき使用人を置くこととし、その人事については、監査役の意見を聞くこととする。

- ・上記⑩及び⑪については、

監査役は、必要に応じて監査役会において、会計監査人又は取締役若しくはその他の者から定期的に報告を受ける。監査役会が必要と認めた業務監査の実施にあたっては、取締役および使用人はこれに協力する。

(注) 平成25年3月28日開催の取締役会において本決議内容の一部を改定しております。

## 6 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉および当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保しまたは向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

### (2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、「Ⅰ. 社会に進歩と充実をもたらす、すぐれた商品を提供すること」、「Ⅱ. 自主独立を基本に、創造と効率を両輪として、あくなき発展と向上を追求すること」、および「Ⅲ. 当社と共に歩むものの幸福を増進し、より大きな働き甲斐のある場を社会に提供すること」を経営理念に掲げ、また、『新しい価値の創造に挑戦し、世界の市場で魅力あるステンレス特殊鋼メーカーとなる』ことを企業ビジョンとしております。

また、当社の企業価値の向上には、技術力・開発力の更なる向上とともに、技術とノウハウを有する従業員等の継続的な確保・育成、安定的な原料調達確保、取引先その他の利害関係者との強固な信頼関係の維持等が不可欠であると考えます。

当社は、上記の経営理念および企業ビジョン、ならびに当社の企業価値の源泉についての考えに基づき、平成23年5月に、平成25年度（2013年度）を最終年度とする「中期経営計画『変革2011』」（以下「本中期経営計画」といいます。）を策定し、本中期経営計画の達成に向けて、当社グループ一丸となって邁進しております。

また、本中期経営計画に基づく取組みに加えて、当社は、グループ全体の継続的な企業価値向上に向けて、経営の効率性・公正性を向上させるため、コーポレートガバナンスを充実させることも、経営上の最重要課題の一つと考えています。具体的には、適時且つ適切な経営情報の開示およびコンプライアンスの徹底等に取り組んでおります。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、以下の当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入しております。

本対応方針の内容の詳細につきましては、当社ホームページ（[http://www.nyk.co.jp/pdf/investors/protect/protection\\_110516.pdf](http://www.nyk.co.jp/pdf/investors/protect/protection_110516.pdf)）をご参照下さい。

## ① 大規模買付ルールの設定

### (ア) 対抗措置の発動の対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け、(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為またはこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

### (イ) 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社に対して、本対応方針に定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を記載した大規模買付意向表明書を提出していただきます。

### (ウ) 大規模買付情報の提供

上記(イ)の大規模買付意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、当初提供していただくべき情報を記載した大規模買付情報リストの発送後60日間を、当社取締役会が大規模買付者に対して大規模買付情報の提供を要請し、大規模買付者が情報の提供を行う期間（以下「情報提供要請期間」といいます。）として設定し、情報提供要請期間が満了した場合には、大規模買付情報が十分に揃わない場合であっても、その時点で当社取締役会は大規模買付情報の提供に係る大規模買付者とのやり取りを打ち切り、直ちに取締役会評価期間（下記(エ)にて定義されます。）を開始するものとします。

また、当社は、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、速やかにその旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）します。

### (エ) 取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後または情報提供要請期間が満了した後、外部専門家等の助言を得た上で、60日以内で合理的に必要な期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

② 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

(7) 対抗措置発動の条件

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いまは行おうとする場合、または、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまは行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が濫用的な買付行為であると認められる場合には、当社取締役会は、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保しまたは向上させるために必要且つ相当な対抗措置を発動することがあります。

また、当社取締役会は、(i) 対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断した場合、または(ii) 特別委員会が株主意思確認株主総会を招集することを勧告した場合には、株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができますものとします。大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認株主総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認株主総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

(4) 対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、原則として、新株予約権の無償割当てを行います。

③ 本対応方針の合理性および公正性を担保するための制度および手続

(7) 特別委員会の設置および諮問等の手続

取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、および発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置しております。

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、その勧告を最大限尊重するものといたします。

(4) 本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思の確認

本対応方針は、平成23年6月28日開催の当社第129期定時株主総会において、出席株主の皆様様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されております。

(ウ) 対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思の確認

所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとしております。

(エ) 本対応方針の有効期間、廃止および変更

本対応方針の有効期間は、平成26年6月に開催予定の当社第132期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、②当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、③平成23年6月28日開催の当社第129期定時株主総会の終結後に開催される毎年の定時株主総会の終結直後に開催される取締役会において、本対応方針の継続について審議することとし、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

**(4) 上記(2)の取組みについての取締役会の判断**

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、上記(2)の取組みを実施しております。上記(2)の取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、上記(2)の取組みは、上記(1)の基本方針の実現に資するものであると考えております。

したがって、上記(2)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

**(5) 上記(3)の取組みについての取締役会の判断**

上記(3)の取組みは、大規模買付行為を行おうとする大規模買付者に対して十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、かかる要請に応じない大規模買付者に対して、または、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行いもしくは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしております。したがって、本対応方針は、これらの大規模買付者による



大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、上記(1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記(3)の取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために実施されるものです。さらに、上記(3)の取組みにおいては、株主意思の重視（株主総会決議とサンセット条項）、合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記(3)の取組みの合理性を確保するための様々な制度および手続が確保されているものであります。

したがって、上記(3)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

# 連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	59,960	流 動 負 債	71,468
現金及び預金	10,121	支払手形及び買掛金	19,891
受取手形及び売掛金	21,715	短期借入金	34,581
有価証券	30	一年内返済予定の長期借入金	11,061
商品及び製品	5,909	未払法人税等	76
仕掛品	13,458	未払消費税等	39
原材料及び貯蔵品	8,193	賞与引当金	645
繰延税金資産	266	その他	5,175
その他	853	固 定 負 債	38,879
貸倒引当金	△585	長期借入金	18,053
固 定 資 産	80,849	繰延税金負債	8,774
有形固定資産	74,999	再評価に係る繰延税金負債	1,128
建物及び構築物	13,315	退職給付引当金	9,218
機械装置及び運搬具	20,640	環境対策引当金	29
土地	39,346	その他	1,678
建設仮勘定	496	負 債 合 計	110,347
その他	1,203	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	936	株 主 資 本	27,923
ソフトウェア	726	資 本 金	24,301
その他	210	資 本 剰 余 金	9,542
投資その他の資産	4,913	利 益 剰 余 金	△5,788
投資有価証券	4,185	自 己 株 式	△132
繰延税金資産	158	その他の包括利益累計額	2,507
その他	628	その他有価証券評価差額金	646
貸倒引当金	△57	繰延ヘッジ損益	△5
資 産 合 計	140,808	土地再評価差額金	1,823
		為替換算調整勘定	42
		少数株主持分	31
		純 資 産 合 計	30,461
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	140,808

# 連結損益計算書

(自 平成24年 4月 1日  
至 平成25年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		108,817
売 上 原 価		104,074
売 上 総 利 益		4,743
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,125
営 業 損 失 ( △ )		△5,383
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	114	
固 定 資 産 賃 貸 料	125	
そ の 他	254	493
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,112	
手 形 売 却 損	62	
そ の 他	398	1,572
経 常 損 失 ( △ )		△6,461
特 別 利 益		
環 境 対 策 引 当 金 戻 入 益	27	
固 定 資 産 売 却 益	6	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	10	
保 険 差 益	24	
そ の 他	6	73
特 別 損 失		
減 損 損 失	10	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	115	
事 業 構 造 改 善 費 用	730	
そ の 他	56	912
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 ( △ )		△7,301
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	44	
法 人 税 等 調 整 額	19	63
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 損 失 ( △ )		△7,364
少 数 株 主 利 益		1
当 期 純 損 失 ( △ )		△7,365

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成24年 4月 1日  
至 平成25年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	24,301	9,542	1,688	△132	35,399
当 期 変 動 額					
当 期 純 損 失 ( △ )	-	-	△7,365	-	△7,365
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△0	△0
自 己 株 式 の 処 分	-	-	△0	0	0
非連結子会社合併による利益剰余金変動額	-	-	△111	-	△111
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△7,476	△0	△7,476
当 期 末 残 高	24,301	9,542	△5,788	△132	27,923

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	為替換 算調整	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	620	△2	1,832	△47	2,402	28	37,829
当 期 変 動 額							
当 期 純 損 失 ( △ )	-	-	-	-	-	-	△7,365
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	-	△0
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	-	-	-	0
非連結子会社合併による利益剰余金変動額	-	-	-	-	-	-	△111
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	27	△2	△8	89	105	4	108
当 期 変 動 額 合 計	27	△2	△8	89	105	4	△7,367
当 期 末 残 高	646	△5	1,823	42	2,507	31	30,461

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 10社

主要な連結子会社の名称

ナストーア株式会社、ナストーア溶接テクノロジー株式会社、ナス鋼帯株式会社、ナス物産株式会社、クリーンメタル株式会社、ナスクリエート株式会社、ナスエンジニアリング株式会社、ナステック株式会社、宮津海陸運輸株式会社、NAS TOA (THAILAND) CO., LTD.

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

主要な非連結子会社はありません。

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社8社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めておりません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法適用会社はありません。

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

主要な非連結子会社はありません。

(関連会社)

主要な関連会社はありません。

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社8社及び関連会社2社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲に含めておりません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、NAS TOA (THAILAND) CO., LTD.（2月末日）を除き、連結決算日と一致しております。なお、連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用して連結決算を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

また、クリーンメタル株式会社は、決算日を2月末日から3月31日へ変更しております。これに伴い、同社については、平成24年3月1日から平成25年3月31日まで13ヶ月間の計算書類を使用しております。

### 3. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの …………… 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

主として売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

主として従業員の賞与に充てるため、支給見込額に基づき算定しております。

##### ③ 退職給付引当金

主として従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。過去勤務債務及び教理計算上の差異は、その発生年度において一括償却しております。

##### ④ 環境対策引当金

アスベスト除去及びPCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物処理に関する支出に備えるため、当連結会計年度末においてその金額を合理的に見積もることができる額を計上しております。

#### (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### ① ヘッジ会計の方法

(ヘッジ会計の方法)

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しており、金利スワップ取引について特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を適用しております。

(ヘッジ手段とヘッジ対象)

ヘッジ手段

為替予約取引  
為替オプション取引  
通貨スワップ取引  
商品デリバティブ取引  
金利スワップ取引

ヘッジ対象

外貨建取引及び外貨建予定取引等  
外貨建取引及び外貨建予定取引等  
外貨建取引及び外貨建予定取引等  
原材料及び買掛金  
借入金

(ヘッジ方針)

当社の社内規程である「ヘッジ取引規程」に基づき、資産の価格変動、為替変動及び負債の金利変動ほか、各種相場の変動による損失の可能性(リスク)を減殺することを目的にヘッジ取引を行っております。

また連結子会社につきましても概ね当社と同様であります。

(ヘッジ有効性評価の方法)

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

- ② 消費税等の会計処理  
税抜方式によっております。
- ③ 連結納税制度の適用  
連結納税制度を適用しております。

4. のれんの償却方法及び償却期間に関する事項

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

5. 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

一部の国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

この変更による連結計算書類への影響は軽微であります。

6. 会計上の見積りの変更

当社が保有する一部の機械及び装置において、従来、14年を耐用年数として減価償却を行ってきましたが、当連結会計年度において、各設備能力や経済的使用見込期間等の検証を実施した結果、従来の耐用年数より長期間使用可能であることが判明したため、これらの設備の耐用年数を25年または30年に見直し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ298百万円増加しております。

7. 表示方法の変更

保険差益の表示方法は、従来、連結損益計算書上、「特別利益」の「その他」（前連結会計年度9百万円）に含めて表示していましたが、重要性が増したため、当連結会計年度より、「特別利益」の「保険差益」（当連結会計年度24百万円）として表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	10,149百万円
（うち財団抵当）	(7,977)百万円
機械装置及び運搬具	18,593百万円
（うち財団抵当）	(18,522)百万円
土地	33,992百万円
（うち財団抵当）	(30,452)百万円
投資有価証券	839百万円
貯蔵品	748百万円
仕掛品等(注)	2,880百万円

計 67,202百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	29,678百万円
一年内長期借入金	10,966百万円
長期借入金	18,039百万円
割引手形	517百万円
長期未払金	384百万円
未払金	328百万円

計 59,912百万円

(注) 常に保管を要する金額を記載しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 160,612百万円

3. 保証債務

従業員住宅資金借入に伴う債務保証 47百万円

4. 受取手形割引高及び裏書譲渡高

受取手形割引高 1,580百万円

受取手形譲渡高 373百万円



## 5. 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形	476百万円
支払手形	2,444百万円
設備支払手形	98百万円

## 6. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法、及び第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価によって算出しております。

再評価を行った年月日

当社	平成13年3月31日
一部の国内子会社	平成14年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

83百万円

### （連結損益計算書に関する注記）

期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損（△は戻入額）が売上原価に含まれております。

△222百万円

### （連結株主資本等変動計算書に関する注記）

当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

154,973,338株（うち自己株式数 278,675株）

### （金融商品に関する注記）

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については銀行借入によることを方針としております。デリバティブについては、資産または負債の価格変動、金利変動及び為替変動ほか、各種相場の変動による損失の可能性（リスク）を低減することを目的とし、デリバティブ取引をその手段として用いております。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建て売掛債権につきましては、為替の変動リスクに晒されておりますが、その一部を先物為替予約を利用してヘッジしております。信用リスクについては、当社グループ各社の債権管理規程に基づき、営業管理部門が中心となって主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先の信用区分や取引相手毎の債権残高等を管理することにより、リスクの軽減に努めております。

有価証券及び投資有価証券は、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。このうち、外貨建ての債務については為替の変動リスクに晒されておりますが、その一部を先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金については運転資金に係る資金調達であり、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務、一部の長期未払金は、主として設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。返済期限は最長で決算日後5年であります。このうち一部は金利変動のリスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

当社グループのデリバティブ取引は、外貨建て営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引等、及びニッケル原料等に係る商品相場の変動リスクに対するヘッジを目的とした商品デリバティブ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記「3. 会計処理基準に関する事項 (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 ① ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、取引相手先を信用力の高い国内銀行または国内商社に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクは僅少であると考えております。また、その執行・管理については、取引方法及び取引権限等を定めた管理規程に従い、実行されております。なお、連結子会社についても概ね当社と同様であります。

また、営業債務や借入金等は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新し、手許流動性維持を図るなどにより流動性リスクを管理しております。

### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を含んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価に関する事項

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	10,121	10,121	—
(2) 受取手形及び売掛金	21,715	21,715	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	3,483	3,483	—
資産計	35,318	35,318	—
(1) 支払手形及び買掛金	19,891	19,891	—
(2) 短期借入金	34,581	34,581	—
(3) 長期借入金	29,113	29,048	△65
負債計	83,585	83,520	△65
デリバティブ取引 (*)	(5)	(5)	—

(\*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

これらには、1年以内返済予定のものも含んでおります。

固定金利によるものは、元利金の合計を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

ただし、変動金利による長期借入金の一部については、金利スワップの特例処理の対象としており、当該スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	732

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	196円71銭
1株当たり当期純損失	△47円61銭

(その他の注記)

金額の端数処理

百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	47,051	流 動 負 債	59,682
現 金 及 び 預 金	7,335	支 払 手 形	8,360
受 取 手 形	6,027	買 掛 金	7,154
売 掛 金	10,252	短 期 借 入 金	27,491
商 品 及 び 製 品	2,450	一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	10,001
仕 掛 品	12,552	リ ー ス 債 務	184
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	6,589	未 払 金	1,098
前 払 費 用	51	未 払 費 用	2,480
短 期 貸 付 金	1,227	預 り 金	1,933
そ の 他	568	賞 与 引 当 金	320
固 定 資 産	80,392	設 備 支 払 手 形	659
有 形 固 定 資 産	65,772	そ の 他	1
建 物	8,644	固 定 負 債	34,067
構 築 物	3,047	長 期 借 入 金	16,807
機 械 及 び 装 置	18,570	リ ー ス 債 務	329
船 舶	1	繰 延 税 金 負 債	8,926
車 両 運 搬 具	24	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	483
工 具 器 具 及 び 備 品	199	退 職 給 付 引 当 金	6,636
土 地	34,470	環 境 対 策 引 当 金	29
リ ー ス 資 産	430	資 産 除 去 債 務	220
建 設 仮 勘 定	387	長 期 未 払 金	629
無 形 固 定 資 産	816	そ の 他	9
ソ フ ト ウ ェ ア	704	負 債 合 計	93,749
そ の 他	113	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	13,803	株 主 資 本	32,480
投 資 有 価 証 券	3,823	資 本 金	24,301
関 係 会 社 株 式	6,137	資 本 剰 余 金	9,542
長 期 貸 付 金	3,432	資 本 準 備 金	9,542
長 期 前 払 費 用	53	利 益 剰 余 金	△1,231
そ の 他	361	そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,231
貸 倒 引 当 金	△2	繰 越 利 益 剰 余 金	△1,231
資 産 合 計	127,443	自 己 株 式	△132
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,214
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	587
		土 地 再 評 価 差 額 金	626
		純 資 産 合 計	33,694
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	127,443

# 損 益 計 算 書

(自 平成24年 4月 1日)  
(至 平成25年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		84,340
売 上 原 価		84,724
売 上 総 損 失 ( △ )		△384
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,458
営 業 損 失 ( △ )		△5,843
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	279	
固 定 資 産 賃 貸 料	394	
そ の 他	174	847
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	970	
手 形 売 却 損	38	
固 定 資 産 除 却 損	168	
そ の 他	139	1,315
経 常 損 失 ( △ )		△6,310
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	10	
保 険 差 益	21	
環 境 対 策 引 当 金 戻 入 額	27	
そ の 他	1	58
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	113	
子 会 社 株 式 売 却 損	441	
減 損 損 失	10	
事 業 構 造 改 善 費 用	742	
そ の 他	18	1,324
税 引 前 当 期 純 損 失 ( △ )		△7,576
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△198	
法 人 税 等 調 整 額	△0	△198
当 期 純 損 失 ( △ )		△7,378

# 株主資本等変動計算書

(自 平成24年 4月 1日  
至 平成25年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計 合	そ の 他 剰 余 金 計 合	利 益 剰 余 金 計 合		
当 期 首 残 高	24,301	9,542	9,542	6,147	6,147	△132	39,858
当 期 変 動 額							
当 期 純 損 失 (△)	—	—	—	△7,378	△7,378	—	△7,378
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	△0	△0
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	△0	△0	0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	△7,378	△7,378	△0	△7,378
当 期 末 残 高	24,301	9,542	9,542	△1,231	△1,231	△132	32,480

	評 価 ・ 換 算 差 額 等							純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 額	土 地 再 評 価 額	そ の 他 剰 余 金 計 合	利 益 剰 余 金 計 合	・ 等 換 算 差 額	合 計		
当 期 首 残 高	578		626		1,205		41,063	
当 期 変 動 額								
当 期 純 損 失 (△)	—	—	—	—	—	—	△7,378	
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—	△0	
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	—	—	—	0	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	9	—	—	—	9	—	9	
当 期 変 動 額 合 計	9	—	—	—	9	—	△7,369	
当 期 末 残 高	587		626		1,214		33,694	

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)

市場価格のないもの …… 移動平均法による原価法

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) によっております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

##### (2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。

##### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与に充てるため、支給見込額に基づき算定しております。

##### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。過去勤務債務及び数理計算上の差異は、その発生年度において一括償却しております。

##### (4) 環境対策引当金

アスベスト除去及びPCB (ポリ塩化ビフェニル) 廃棄物処理に関する支出に備えるため、当事業年度末においてその金額を合理的に見積もることができる額を計上しております。



#### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### (1) ヘッジ会計の方法

###### ① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しており、金利スワップ取引について特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を適用しております。

###### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約取引	外貨建取引及び外貨建予定取引等
為替オプション取引	外貨建取引及び外貨建予定取引等
通貨スワップ取引	外貨建取引及び外貨建予定取引等
商品デリバティブ取引	原材料及び買掛金
金利スワップ取引	借入金

###### ③ ヘッジ方針

当社の社内規程である「ヘッジ取引規程」に基づき、資産の価格変動、為替変動及び負債の金利変動ほか、各種相場の変動による損失の可能性（リスク）を減殺することを目的にヘッジ取引を行っております。

###### ④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

##### (2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

##### (3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

#### 5. 表示方法の変更

出資及び保証金の表示方法は、従来、貸借対照表上、「固定資産」の「出資及び保証金」（前事業年度374百万円）として表示しておりましたが、重要性が乏しくなったため、当事業年度より、「固定資産」の「その他」（当事業年度361百万円）に含めて表示しております。

預り金の表示方法は、従来、貸借対照表上、「流動負債」の「その他」（前事業年度786百万円）に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より、「流動負債」の「預り金」（当事業年度1,933百万円）として表示しております。

固定資産除却損の表示方法は、従来、損益計算書上、「営業外費用」の「その他」（前事業年度395百万円）に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より、「営業外費用」の「固定資産除却損」（当事業年度168百万円）として表示しております。

保険差益の表示方法は、従来、損益計算書上、「特別利益」の「その他」（前事業年度7百万円）に含めて表示していましたが、重要性が増したため、当事業年度より、「特別利益」の「保険差益」（当事業年度21百万円）として表示しております。

#### 6. 会計上の見積りの変更

当社が保有する一部の機械及び装置において、従来、14年を耐用年数として減価償却を行ってきましたが、当事業年度において、各設備能力や経済的使用見込期間等の検証を実施した結果、従来の耐用年数より長期間使用可能であることが判明したため、これらの設備の耐用年数を25年または30年に見直し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ298百万円増加しております。

#### （貸借対照表に関する注記）

##### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

###### (1) 担保に供している資産

貯蔵品	748百万円
仕掛品等（注）	2,880百万円
建物	7,471百万円
構築物	2,231百万円
機械及び装置	17,423百万円
土地	32,398百万円
投資有価証券	839百万円
計	63,990百万円

###### (2) 担保に係る債務

短期借入金	27,380百万円
1年以内返済予定の長期借入金	10,001百万円
長期借入金	16,807百万円
未払金	328百万円
長期未払金	384百万円
計	54,901百万円

(注) 常に保管を要する金額を記載しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額	140,376百万円
3. 保証債務	
従業員住宅資金借入に伴う債務保証	47百万円
4. 関係会社に対する短期金銭債権	9,051百万円
関係会社に対する長期金銭債権	3,432百万円
関係会社に対する短期金銭債務	5,256百万円

5. 受取手形割引高及び裏書譲渡高  
受取手形割引高 222百万円

6. 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形	312百万円
支払手形	1,862百万円
設備支払手形	112百万円

7. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法、及び第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価によって算出しております。

再評価を行った年月日 平成13年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

652百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高 営業取引による取引高
- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 売上高             | 34,116百万円 |
| 仕入高等            | 11,707百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 3,309百万円  |
2. 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損（△は戻入額）が売上原価に含まれております。

△235百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 278,675株

### (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金繰入額損金算入超過額	2,366百万円
賞与引当金繰入額損金算入超過額	121百万円
役員退職慰労引当金繰入額損金算入超過額	23百万円
貸倒引当金繰入額損金算入超過額	1百万円
投資有価証券評価損否認額	1,729百万円
減損損失	1,043百万円
分社による固定資産再評価差損	873百万円
土地再評価差損	88百万円
税務上の繰越欠損金	14,255百万円
その他	689百万円
繰延税金資産小計	21,188百万円
評価性引当額	△21,188百万円
繰延税金資産合計	－百万円
繰延税金負債	
土地再評価差益	483百万円
合併による土地再評価差額金	392百万円
分社による土地再評価差額金	8,534百万円
その他	0百万円
繰延税金負債合計	9,409百万円
繰延税金負債の純額	9,409百万円

### (リースにより使用する固定資産に関する注記)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

#### 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
(有形固定資産)			
機械及び装置	343	243	100
船舶	63	60	3
車両運搬具	36	36	－
工具器具及び備品	985	933	52
(無形固定資産)			
ソフトウェア	148	136	12
合計	1,575	1,408	167

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いと認められるため、支払利子込み法により算定しております。

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年内	99百万円
1年超	68百万円
合計	167百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いと見做され、支払利子込み法により算定しております。

3. 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	183百万円
減価償却費相当額	183百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ナストーア株式会社	直接 100%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	2,241百万円	売掛金 受取手形	71百万円 771百万円
			資金の援助	資金の貸付(注2) 貸付金利息	3,707百万円 101百万円	短期貸付金 長期貸付金	277百万円 3,430百万円
			関係会社株式の売買	株式の購入(注3) 株式の売却代金(注3) 売却損(注3)	1,854百万円 461百万円 441百万円	— — —	—百万円 —百万円 —百万円
			資金の活用	資金の預り(注4) 支払利息	0百万円	預り金	180百万円
子会社	ナス鋼帯株式会社	直接 100%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	3,653百万円	売掛金 受取手形	183百万円 510百万円
			資金の活用	資金の預り(注4) 支払利息	1百万円	預り金	531百万円
子会社	ナス物産株式会社	直接 98%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	28,033百万円	売掛金 受取手形	2,570百万円 3,465百万円
			当社製品の原料等購入	原料等の仕入(注5)	6,959百万円	買掛金 支払手形	1,394百万円 254百万円
			資金の援助	資金の貸付(注2) 貸付金利息	450百万円 7百万円	短期貸付金 其他流動資産	450百万円 0百万円
			資金の活用	資金の預り(注4) 支払利息	1百万円	預り金	586百万円

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- (注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、ナストーア株式会社への貸付金については、土地・建物等を担保として受け入れております。
- (注3) 価格については、独立した第三者算定機関による株式価格算定結果を参考に、取引の目的等を勘案して、交渉・協議のうえ決定しております。
- (注4) 資金の預りについては、当社がグループ会社に提供するキャッシュマネジメントシステムに係るものがあります。また、資金の決済が随時行われており、取引金額としての把握が困難であるため、期末残高のみを記載しております。
- (注5) 原料等の仕入れについては、ナス物産株式会社以外からも複数の見積りを入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。

#### (1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	217円81銭
1株当たり当期純損失	△47円69銭

#### (その他の注記)

##### 金額の端数処理

百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

日本冶金工業株式会社  
取締役会 御中

平成25年5月20日

### 八重洲監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	本間 英雄	㊞
代表社員 業務執行社員	公認会計士	久具 壽男	㊞
代表社員 業務執行社員	公認会計士	三井 智宇	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本冶金工業株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本冶金工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

日本冶金工業株式会社  
取締役会 御中

平成25年5月20日

### 八重洲監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士 本間 英雄 ㊞
代表社員 業務執行社員	公認会計士 久具 壽男 ㊞
代表社員 業務執行社員	公認会計士 三井 智宇 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本冶金工業株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第131期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第131期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で調査並びに監査を実施致しました。

- ① 取締役会及び経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類である甲決定書等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他、株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた「内部統制システムに係る監査の実施基準」に準拠し、取締役及び使用人等から、その構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社から事業の報告を受け、また、子会社に赴き業務及び財産の状況を調査致しました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討致しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき重要な事項は認められません。さらに、その運用については、要求されているレベルに対して、着実な改善が図られていると認めます。監査役会としては、今後更なる改善努力を期待し、引続き監視及び検証を実施致します。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月22日

日本冶金工業株式会社 監査役会

常勤監査役	飯 盛 孝 夫 ㊟
常勤監査役 (社外監査役)	櫛 木 一 男 ㊟
監 査 役	山 口 宗 一 ㊟
監 査 役 (社外監査役)	稲 垣 多 津 夫 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 定款の一部変更の件

#### 1. 変更の理由

当社は平成24年6月に執行役員制度を導入いたしました。当該制度による経営体制が定着したことにともない、取締役の定員を合理的な水準に改める（25名以内から10名以内へ削減する）とともに、現行定款第24条に定める役付取締役は会長および社長のみとし、副社長、専務および常務は執行役員の地位とするため、取締役におけるこれらの地位の削除等の所要の変更をおこなうものであります。（定款第22条、第24条、第25条）

また、社外取締役および社外監査役に期待される役割を十分に発揮できる環境を整えるとともに、適切な人材の招聘を容易とするために、社外取締役および社外監査役の実任をあらかじめ限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。（定款第31条第2項、第39条第2項）

なお、社外取締役との責任限定契約に関する規定（定款第31条第2項）の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。）

（下線部は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第22条 当社の取締役は <u>25名以内</u> とし株主総会でこれを選任する。	第22条 当社の取締役は <u>10名以内</u> とし株主総会でこれを選任する。
第24条 取締役会の決議をもって取締役会長1名、取締役社長1名、 <u>取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名</u> を選定することができる。	第24条 取締役会の決議をもって取締役会長1名、取締役社長1名を選定することができる。
第25条 当社を代表する取締役は取締役会の決議により <u>前条</u> の取締役の中からこれを選定する。代表取締役は各自会社を代表する。	第25条 当社を代表する取締役は取締役会の決議により取締役の中からこれを選定する。代表取締役は各自会社を代表する。

現行定款	変更案
<p>第31条 当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第39条 当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第31条 当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>②当社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第39条 当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>②当社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u></p>

## 第2号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役木村始、野中章男、諸岡道雄、杉森一太の4氏が任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	木村 始 (昭和26年6月18日生)	昭和49年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほコーポレート銀行）入行 平成15年3月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員 平成17年6月 当社常任顧問 平成17年6月 当社代表取締役専務取締役 平成22年6月 当社代表取締役副社長 平成24年6月 当社代表取締役執行役員副社長 平成24年12月 当社代表取締役社長執行役員社長 現在に至る	57,000株
2	諸岡 道雄 (昭和24年12月19日生)	昭和47年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役営業本部副本部長兼高機能材販売部長 平成20年6月 当社常務取締役株式会社YAKI N川崎代表取締役社長 平成22年4月 当社常務取締役川崎製造所長 平成24年6月 当社取締役専務執行役員 現在に至る  (担当) 技術製造社長補佐 技術部、技術研究部、大江山製造所担当	40,000株
※3	橋之口 真 (昭和30年6月17日生)	昭和54年4月 当社入社 平成20年6月 当社販売企画部長 平成22年6月 当社取締役販売企画部長 平成24年6月 当社常務執行役員営業本部副本部長兼販売企画部長 平成25年6月 当社常務執行役員営業本部長 現在に至る  (担当) 営業本部長	24,000株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
※4	おかだかずひこ 岡田和彦 (昭和20年7月9日生)	昭和43年4月 宇部興産株式会社入社 平成11年6月 同社取締役経営管理部長 平成13年6月 同社取締役常務執行役員経営管理部長 平成15年6月 同社取締役専務執行役員経営管理室長 平成17年6月 同社代表取締役副社長執行役員 平成23年6月 同社相談役 現在に至る	0株

- (注) 1. 候補者番号の箇所に※とあるのは新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
3. 社外取締役候補者に関する会社法施行規則第74条第4項に定める事項の内容
- ①候補者岡田和彦氏は、社外取締役の候補者であります。
- なお、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
- ②岡田和彦氏は、他社の経営に長年にわたって携わられ、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識をお持ちであります。その知識と経験を活かし、当社経営に対して有益な意見や指摘をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ③岡田和彦氏が取締役に選任された場合、第1号議案 定款の一部変更の件の承認可決を条件として、当社は岡田和彦氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役飯盛孝夫氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
おさだくにあき 長田邦明 (昭和24年6月9日生)	昭和50年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役開発企画部長 平成20年6月 当社常務取締役開発企画部長 平成21年2月 当社常務取締役開発企画部長兼高能材拡販推進本部副本部長 平成22年6月 当社常任顧問 平成23年6月 当社顧問 現在に至る	18,000株

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

ふりがな氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
ほしかわのぶゆき 星川信行 (昭和45年8月15日生)	平成14年4月 最高裁判所司法研修所司法修習生 平成15年10月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 弁護士法人星川法律事務所入所 現在に至る	0株

(注) 1 候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

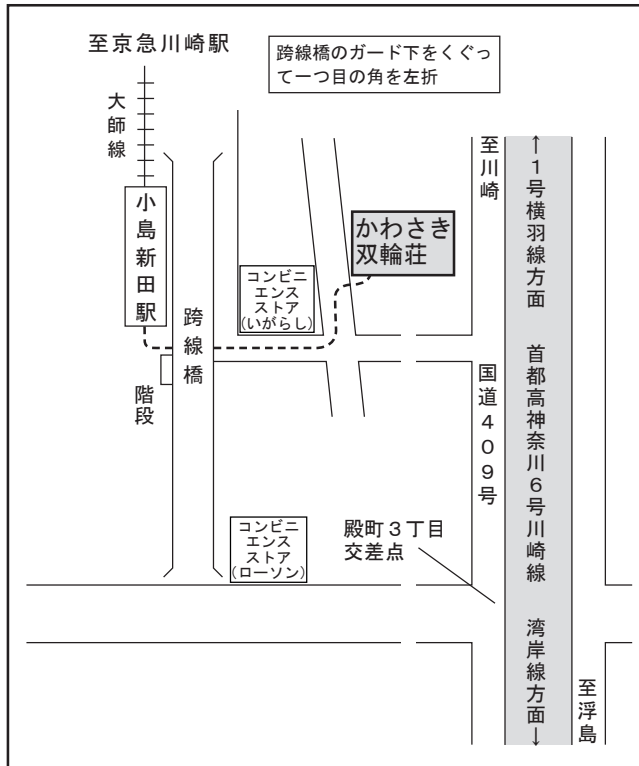
2 社外監査役候補者に関する会社法施行規則第76条第4項に定める事項の内容

- ① 候補者星川信行氏は、社外監査役の候補者であります。
- ② 同氏は、監査役に就任された場合に、弁護士として培われた法律知識を主にコンプライアンスの観点から当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
- ③ 同氏は直接、企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としてコーポレートガバナンスを含む企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- ④ 同氏が監査役に就任された場合には、第1号議案 定款の一部変更の件の承認可決を条件として、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以上

# 第131期 定時株主総会会場 ご案内略図

会場 神奈川県川崎市川崎区江川二丁目 8 番14号  
かわさき双輪荘 1階



京浜急行 大師線 小島新田駅 徒歩2分

会場には駐車場の用意がありませんので  
電車等をご利用ください。